

第4回鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会 会議録

日 時： 令和8年（2026年）5月11日（月）14時00分～15時40分

会 場： 鎌倉市役所 2階 201会議室

出席者： 梅川委員長、山下副委員長、海津委員、奈須委員、進藤委員、井上委員、薄井委員（全委員出席）

事務局： 観光課 中澤課長、細萱担当係長、大野担当係長
市民税課 齋藤課長、窪寺課長補佐、齋藤職員

（事務局）

第4回鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会を開催いたします。本日は7名すべての委員にご出席いただいておりますので、本委員会の設置要綱の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

議題に入る前に「鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会設置要綱第5条第3項」の規定に基づき、梅川委員長に代理で進行をお願いできればと思います。

（委員長）

承知しました。ここからは私が進行を務めさせていただきます。

それでは議題（1）「鎌倉市における宿泊税等観光財源に関する検討報告書について」、事務局からご説明をお願いします。

（事務局）

—議題（1）「鎌倉市における宿泊税等観光財源に関する検討報告書について」説明—

（委員長）

ありがとうございました。それでは各委員から報告書に対する意見を伺います。ご意見はございますか。

（副委員長）

委員会での協議を通じて「何が決まったのか」についてのサマリーをまとめたパートはどこになりますか。結果として、どのような結論に落ち着いたかが、今の報告書上ではわかりにくいように感じます。

これまでの委員会での議論の論点はこうで、それに対し市としてはどう考えた、どこに総意があったのかということを確認に記載すべきです。例えば課税額の設定について、市が提示した「一律300円」という金額に対し、どのような意見が出たかということもわかりにくいです。パブリックコメントを行う際も、金額の根拠が問われることもあるかと思いますの

で、論理立てて記載しておく必要があります。

(委員)

委員会自体の名称が「宿泊税等観光財源に関する検討委員会」であるので、さまざまな財源を比較した上で、今回は宿泊税を主軸にしたというプロセスを明確にしないと齟齬が生じます。第1回の検討委員会で多様な財源を比較検討した経過がありますので、それを総括の章等でも改めて説明すべきではないでしょうか。

(副委員長)

他自治体の法定外税の事例を追記してもよいかと思います。

(委員)

パブリックコメントを行う際も、「最初から宿泊税ありきだった」と誤解されないよう、13 ページから 16 ページの多様な財源の比較検討についての記載の情報をより手厚くするなど、多様な検討をした結果として、宿泊税がベストな選択肢であるという結論に至ったプロセスを丁寧に説明すべきです。

(事務局)

報告書の 13 ページから 16 ページに、宿泊税以外のさまざまな財源に関する記載を入れていますが、もう少し記載内容を増やしつつ、総括の章でも改めて説明したいと思います。

(委員)

今回で委員会自体は終わりますが、この先の進め方について懸念があります。例えば 40 ページのスケジュール欄にある「宿泊事業者へ向けた制度説明会」は条例が決まってからの実施でしょうか。スピード感も大切ですが、事業者に「いつの間にか決まっていた」と言われたいよう、丁寧な説明をお願いしたいです。

(事務局)

市議会で宿泊税条例が可決された後、総務省との協議を経て、制度内容が確定してから、市内の宿泊事業者への説明会を開催する流れとなります。各自治体とも課税開始に際しての説明会は複数回開催しており、本市としても少なくとも 3、4 回程度は開催したいと考えています。

(委員)

38 ページに「市を訪れる宿泊客に対する事前の周知、負担軽減について」とありますが、この「負担軽減」が宿泊客に対する金銭的な負担軽減と誤解されないよう、「事業者の事務

負担軽減」としたほうがわかりやすいです。

(事務局)

そのように修正します。

(委員長)

地方交付税の計算における「基準財政収入額」に算入されないものである、という宿泊税の特長は非常に説得力があります。これも報告書に盛り込んだほうがいいでしょう。

(委員)

38 ページで「日帰り観光客への応分負担の研究」とありますが、これについても報告書の多様な観光財源の検討の章の中で、明記した方がよいと考えます。

(委員)

細かい点ですが、4 ページの市内の線路網の説明は「南西方面に向かって」と修正をお願いします。また 18 ページの「ノウハウが確立されている」という表現も「情報が蓄積されている」など適切な言葉に変えたほうがよいと感じます。

先ほど、宿泊税ありき、という誤解を生んでしまうとの意見がありましたが、市の姿勢を見せる意味でも、例えば今後のスケジュールのところに、宿泊税以外の他の財源の検討予定を入れるなどしてもよいのではと思いました。

(委員)

民泊も含めた全宿泊事業者への公平な賦課・徴収体制がいつまでに整うのかが不安です。把握しきれていない施設がある状態での開始となると、まじめに納付している事業者の納得感が得られません。

(事務局)

宿泊税の公平な負担への取り組みについては第 5 章に新たに項目を設け、保健福祉事務所と連携しての周知体制や、京都などの事例を参考に未登録の事業者へのパトロールや市民からの通報システムなど先進事例を研究していく旨を記載したいと思います。

(副委員長)

長崎県佐世保市で宿泊税についての勉強会をしたときには、ホテル・旅館業組合から反対声明が出た一方で、組合が実施した、旅行者に対する独自アンケートの中では、宿泊税について一定程度容認する声が多いなど、事業者と旅行者との間でのギャップがあったとの話を聞きました。そのような他市事例も活用し、論理的に組み立てていくべきかと思います。

また将来的には神奈川県が宿泊税を導入することも想定されますので、ある程度金額を抑えておく必要もありますし、一方でなるべく税込確保もしていけないといけない中で、300円という金額を設定したという言い方もできると思います。

(委員長)

富士河口湖町が宿泊税を検討する際に同様のアンケートを行っていますが、そこでは課税額が500円までは許容できるという声が一番多かったと思います。

(委員)

事業者が懸念するのは宿泊客の反応です。宿泊税の導入により、宿泊地として鎌倉が選ばれなくなるという懸念もあるので、宿泊客がその点を許容しているということがわかれば、事業者も安心すると思いますので、報告書にそういった記載も追加願います。

(委員長)

既に宿泊税を導入している自治体の宿泊客数の推移をみると、そのことが宿泊客数の減少にはつながっていないと言えます。先行して導入している自治体の宿泊客数の推移などのデータもあるので活用できると思います。

(事務局)

ただいま頂いたご意見については、パブリックコメントでの説明の際にも必要なものと思いますので、他自治体の事例を確認しながら金額の根拠についてより丁寧に説明していければと思います。

(委員長)

今回鎌倉市では宿泊客に対するアンケートは行っていませんが、今後、観光協会でもアンケートをとってもよいと思います。通常行われているアンケートがあれば、設問を追加するかたちでもよいのではないのでしょうか。

(副委員長)

30ページにある、鎌倉市が考える「使途」についても、単なる施策の事例の羅列ではなく、市の観光基本計画の目標とのつながりや、テーマ別の整理も行い、さらにはなぜ宿泊税でこれをやるのかという説明を追加したほうがよいと思います。

(事務局)

市の観光基本計画の記載との整合性は記載していますが、観光基本計画の各目標に関する補足説明を入れるなど、わかりやすい記載となるよう修正します。

(委員)

31 ページにも、前回の委員会で出された使途についての意見が文章として記載されていますが、これらも表に盛り込んだかたちで整理してよいと思います。

(委員)

今後宿泊税条例が可決されれば、来年の1月頃から説明会が始まると思いますが、現時点で宿泊税の認知度が低い中で、認知していない事業者に対する周知は間に合うのでしょうか。全施設に対して公平に課税を開始できる考えはありますか。

(事務局)

市内の全宿泊事業者に網羅的に連絡をしていくというのは、それぞれの届け出や許可を所管するのが神奈川県保健福祉事務所であるため、他自治体でもやっていないものかと思われる。保健福祉事務所経由であれば、旅館業法の事業者、住宅宿泊事業法の事業者いずれともつながりがあると思われるため、協力体制を築きながら、周知を図っていければと考えます。

京都市の宿泊事業者へのヒアリングでも、施設の近隣の方にもアプローチしながら通報を受けるなどの対応をしたと聞いています。現在市としては、370 程の宿泊事業者のうち、70 強の事業者からの情報しか把握していませんが、まじめに徴収をしてくださっている事業者が損をする、ということにはならないように制度の適正運用に努めたいと思います。

(委員長)

今回の委員会で出された意見をもとに報告書を修正すると思いますが、今後のどのように報告書を確定させていくのですか。

(事務局)

本日の意見をもとに報告書を修正し、各委員に送付する予定です。パブリックコメントの実施時期のこともありますので、最後の報告書の確定については、委員長へ一任とさせていただきます。

(副委員長)

パブリックコメントは慎重に行う必要があります。一般の方は「税」に対して馴染みがない方も多いため、宿泊税が法定外目的税として純粋に鎌倉市の財政面でプラスになることや宿泊税に限らず「多様な観光財源の検討」について丁寧に説明し、そのうえで「なぜ宿泊税を導入するのか」という点を説明していくべきです。

(委員長)

他にご意見がないようなので、議題(2)「その他」として今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ー今後のスケジュールについて説明ー

(委員長)

それでは、本日は各委員におかれましては、活発なご意見をいただきありがとうございます。これで、第4回鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会を閉会します。